

熊本市部活動サポーター制度実施要綱

制定 令和 8 年 1 月 3 1 日 教育長決裁

改正 令和 8 年 7 月 3 1 日 教育改革推進課担当課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中学生のスポーツ又は文化芸術活動の機会の確保及び充実に図るため、財政支援、物的支援及び指導者支援を募る熊本市部活動サポーター制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「企業等」とは、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人事業主（所得税法（昭和 4 0 年 3 月 3 1 日法律第 3 3 号）第 2 2 9 条に規定する開業等の届出書を提出している個人をいう。）をいう。

2 この要綱において「財政支援」とは、熊本市立学校部活動支援基金（熊本市立学校部活動支援基金条例（令和 7 年 6 月 3 0 日条例第 4 0 号）第 1 条の熊本市立学校部活動支援基金をいう。）への金銭の寄附その他部活動の持続可能な運営体制に要する経費の財源に充てることを目的として本市が受け入れる金銭の寄附（返礼品を伴うふるさと応援寄附金による寄附は除く。）であって、企業等にあっては 5 0, 0 0 0 円以上、個人にあっては 1 0, 0 0 0 円以上のものをいう。

3 この要綱において「物的支援」とは、部活動で使用する用具又は消耗品であって、熊本市立中学校が受領する意思を表示したものを提供することをいう。

4 この要綱において「指導者支援」とは、企業等が行う次に掲げる行為をいう。

(1) 部活動の指導者募集に関する周知

(2) 雇用する従業員が部活動指導者となるための副業制度、休暇制度その他の内部環境の整備

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指導者支援策に関すること

5 この要綱において「熊本市部活動サポーター」とは、教育委員会が熊本市部活動サポーターとして登録した企業等又は個人をいう。

(熊本市部活動サポーターの登録対象者)

第 3 条 熊本市部活動サポーターの登録対象となるものは、熊本市暴力団排除条例（平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日条例第 9 4 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（次条第 2 項及び第 1 2 条において「暴力団員等」という。）でない者であって、次に掲げるものとする。

(1) 財政支援、物的支援又は指導者支援を行った企業等

- (2) 財政支援又は物的支援を行った個人

(登録の手續)

第4条 熊本市部活動サポーターの登録手續は、前条に規定する企業等又は個人から、次の各号のいずれかの方法により申入れを受けたときに行うものとする。

- (1) 書面（様式第1号）による申入れ
- (2) 教育委員会が指定する電子申請システムを利用した申入れ

2 熊本市部活動サポーターの登録は、申入れをした企業等又は個人が暴力団員等でないこと及び次に掲げる支援の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めることを確認した後に行うものとする。

- (1) 財政支援 収納がなされたこと
- (2) 物的支援 熊本市立中学校が支援に係る物品を受領したこと
- (3) 指導者支援 支援したことが分かるもの（社内に部活動指導者募集に関して周知したメール文 など）で確認できたとき

(公開)

第5条 企業等を熊本市部活動サポーターとして登録したときは、次に掲げる事項を市のホームページに掲載して公開する。ただし、当該企業等が公開に同意しなかったときはこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地（市町村まで）
- (3) 業種
- (4) ホームページアドレス
- (5) 支援の内容

2 個人を熊本市活動サポーターとして登録したときは、次に掲げる事項を市のホームページに掲載して公開する。ただし、当該個人が公開に同意しなかったときはこの限りでない。

- (1) 住所（市町村まで）
- (2) 氏名
- (3) 支援の内容

3 前2項の規定による公開をする期間は、熊本市部活動サポーターとして登録した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(熊本市部活動サポーター証の交付)

第6条 熊本市部活動サポーターに対しては、熊本市部活動サポーター証（別記様式第2号-1及び第2号-2。以下、「サポーター証」という。）を交付する。

(熊本市部活動サポーターロゴマークの使用等)

第7条 熊本市部活動サポーターである企業等に対しては、登録の日から当該登録をした日の属する年度の翌年度の3月31日まで、熊本市部活動サポーターロゴマーク(以下、「サポーターロゴマーク」という。)を事業のために用いることを認めるものとする。

2 前項のサポーターロゴマークの様式は、別に定める。

(謝意)

第8条 熊本市部活動サポーター(指導者支援のみを行った企業等を除く。)には、礼状を贈呈する。

2 前項の規定にかかわらず、10万円以上の財政支援を行った者には、感謝状を贈呈する。また、評価額が10万円以上の物的支援を行った者についても、同様とする。

3 前項の「評価額」とは、当該物品の市場価格その他合理的な方法により算定した額をいう。

4 第1項の礼状及び第2項の感謝状は、郵送により贈呈する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、市長又は教育長から感謝状を贈呈することができる。

(変更の届出)

第9条 熊本市部活動サポーターは、次に掲げる事項に変更が生じたときは、熊本市部活動サポーター変更届出書(様式第3号)により、速やかに教育委員会に届け出ることとする。

(1) 住所又は氏名(法人の場合にあつては、本社、支店等の所在地若しくは名称又は代表者の氏名)

(2) 支援の内容

(辞退の申入れがあつた場合の手続)

第10条 熊本市部活動サポーターを辞退する申入れがあつたときは、熊本市部活動サポーター辞退届(様式第4号。次項において「辞退届」という。)に第6条のサポーター証を添えて教育委員会に提出するよう促すものとする。

2 前項の辞退届及びサポーター証が提出されたときは、速やかに当該企業等又は個人に係る熊本市部活動サポーターの登録及びホームページに掲載した情報を抹消するものとする。

(登録の抹消)

第11条 第4条第2項の規定によりした登録は、当該登録をした日の属する年度の翌年度の3月31日に抹消する。

(登録の取消し)

第12条 熊本市部活動サポーターである企業等又は個人が暴力団員等に該当することとなったときは、熊本市部活動サポーターの登録を取り消す。熊本市部活動サポーターとしてふさわしくない非行があったときも同様とする。

2 第10条第2項の規定は、熊本市部活動サポーターの登録を取り消した場合に準用する。

(個人情報の取扱い)

第13条 熊本市部活動サポーター制度の実施により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適正に取り扱うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月31日から施行する。

熊本市部活動サポーター申請書（ 法人・個人事業主・個人 ）

年 月 日

熊本市教育委員会 宛

所在地	〒
商号又は名称	
代表者役職氏名	

1 支援内容（ご支援いただく内容について、✓を付けてください。）

※個人の場合、3「部活動への指導者支援」は選択できません。

内容（ご支援いただける内容にチェックを入れてください。）	
1 部活動への財政支援	
☐	(1) 熊本市立学校部活動支援基金への寄附その他部活動の持続可能な運営体制に要する経費の財源に充てることを目的として本市が受け入れる金銭の寄附 添付書類：次のいずれかの書類 (1) 寄附申込書 (2) 本市が発行した寄附受領証明書の写し
2 部活動への物的支援	
☐	(1) 部活動で使用する用具等の提供 提供する物品の内容（内容・支援したい学校・部活動名） []
3 部活動への指導者支援 添付書類：支援を実施したことが分かる書類（社内に周知した文書等の写し）	
☐	(1) 部活動指導者募集に関する社内周知
☐	(2) 雇用する従業員が部活動指導者となるための副業制度、休暇制度その他の内部環境の整備
☐	(3) その他、実施可能な指導者支援策に関すること 具体的な支援内容をご記入ください。 []

※内容を確認させていただいた後、後日ご連絡させていただきます。

2 確認事項

当社・団体（私は）、熊本市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 19 日熊本市条例第 94 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者ではありません。	はい ・ いいえ
---	----------

3 本件についての連絡担当者

所 在 地	〒
部署・役職・担当者名	
電 話 ・ F A X	TEL: FAX:
メー ル ア ド レ ス	

4 名簿等の公開について

サポーター認定後、市ホームページに次の事項を公開しますので。公開の可否について記入してください。
なお、「一部公開」とする場合は、下記の「一部公開」の（ ）内に公開可とする事項を記入してください。

公開に同意しますか （○を付けてください）	同意する ・ 同意しない ・ 一部公開（ ）
--------------------------	------------------------

＜公開事項＞

- ・ 企業等（個人事業主含む）：名称、主たる事務所の所在地（市町村まで）、業種、HP アドレス、支援内容
- ・ 個人：氏名、住所（市町村まで）、支援の内容（掲載例：熊本 太郎 熊本市）

5 事業概要（企業等（個人事業主含む））※個人は除く

業種 主として該当するものに○を付けてください。	1 農業、林業 2 漁業 3 鉱業、採石業、砂利採取業 4 建設業 5 製造業 6 電気・ガス・熱供給・水道業 7 情報通信業 8 運輸業、郵便業 9 医療、福祉 10 卸売業、小売業 11 金融業、保険業 12 不動産業、物品賃貸業 13 学術研究、専門・技術サービス業 14 宿泊業、飲食サービス業 15 教育、学習支援業 16 生活関連サービス業、娯楽業 17 複合サービス事業 18 その他（ ）
事業内容	（事業内容について簡潔に記入してください。別添でも可。公開はされません。）
HPアドレス	

6 特記事項

申し送り事項がありましたら、ご記入ください。

--

※上記個人情報については、この登録申込に関する問合せまたは協力依頼以外には使用しません。



熊本市部活動サポーター証

熊本市部活動サポーターとして認定します

【商号又は名称】

【所在地】

【登録番号】 第 号

【登録年月日】

【サポーターロゴマーク使用期限】

熊本市教育委員会 印

熊本市部活動サポーター
ロゴマーク位置



熊本市部活動サポーター証

熊本市部活動サポーターとして認定します

登録番号 号 様

登録年月日 年 月 日

熊本市教育委員会 印

熊本市部
活動サポ
ーターロ
ゴマーク
位置

熊本市部活動サポーター変更届出書

年 月 日

熊本市教育委員会 宛

所 在 地	〒
商号又は名称	
代表者役職氏名	
担当者名・連絡先	(TEL)

登録事項に変更があったため、熊本市部活動サポーター制度実施要綱第 9 条により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 変更日
- 4 変更内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
所在地		
商号又は名称 代表者職氏名 (氏名)		
支援の内容		

※ 変更のあった欄に記入してください。
※ 登録番号及び登録年月日は登録証に記載してある番号、年月日をご記入ください。

熊本市部活動応援サポーター辞退届

年 月 日

熊本市教育委員会 宛

所 在 地	〒
商 号 又 は 名 称	
代表者役職氏名	
担当者名・連絡先	(TEL)

年 月 日付け、登録番号 号にて登録した熊本市部活動サポーターについて、下記の理由により辞退いたします。

記

- 1 辞退理由
- 2 添付資料
・登録証